

令和8年6月22日

指定障害福祉サービス事業所等

管理者 各位

香川県健康福祉部障害福祉課

令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

標記のことについて、次のとおりお知らせします。

記

## 1 提出期間、提出先及び提出方法

**提出期間** 令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)

※期限までに電子申請にて提出してください。

※8月1日(土)以降は電子申請システムの受付ができません。

**提出先**

- 法人単位で加算の届出を行っている場合は、実績報告についても同様に法人単位で作成し、それぞれの指定権者に提出してください。

- ・高松市内の障害福祉サービス事業所 → 高松市障がい福祉課
- ・それ以外の障害福祉サービス事業所 → 香川県障害福祉課

**提出方法**

- 作成した実績報告書データを、**電子申請**で提出してください。

※下記のURLから香川県電子申請・届出システムにアクセス可能です。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=13730](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13730)

- 提出の際、ファイル名の“法人名”部分は変更してください。
- 提出書類は、必ず Excel形式のまま添付してください。(PDF変換は不可)

## 2 実績報告書の作成方法

処遇改善加算を算定した法人は、実績報告を、別紙様式3-1及び3-2に定める様式により作成ください。

**作成資料** (法人名)【障害分R7処遇実績報告書】(Excel形式)

実績報告書の様式及び記載例は、香川県のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/kasan.html>

### 3 留意事項

- 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら、「特別事情届出書」の提出が行われていない等、算定要件を満たさない場合は、既に支給された処遇改善加算の一部又は全部を返還いただく場合があります。
- 計画書作成の際、各種要件を満たすよう誓約した場合は、その結果を踏まえ、実績報告書を作成ください。
- 作成した実績報告書については、実績報告書の内容を証明する根拠資料と併せて保管してください。計画書についても同様です。
- 根拠資料については実績報告書に添付して御提出いただく必要はありませんが、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管ください。
- 実績報告書作成に当たり、要件等が不明な場合は、国通知、Q&Aをご確認ください。

**国通知**：令和7年3月7日付「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

**Q&A**：令和7年3月7日付「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&Aの送付について」

**【担当】** 香川県健康福祉部障害福祉課  
施設福祉・就労支援 G 林  
TEL : (087) 832-3293